

令和3年1月14日

令和2年度
第2回総合教育会議
議事録

文京区

令和2年度第2回総合教育会議議事録

第 2 号

令和2年度 第2回会議

日時：令和3年1月14日（木）午後1時20分

場所：第2委員会室（Web会議）

「出席」 文京区長 成澤廣修

文京区教育委員会

教 育 長 加藤裕一

教育長職務代理者 清水俊明

委 員 田嶋幸三

委 員 坪井節子

委 員 小川賀代

「説明のために出席した区職員」 企画政策部長 松井良泰

企画課長 新名幸男

「説明のため出席した教育局職員」 教育推進部長 山崎克己

教育総務課長 松永直樹

令和2年度 第2回総合教育会議次第

日時：令和3年1月14日（木）午後1時20分

場所：第2委員会室（Web会議）

1. 開会

2. 議題

- (1) 「文京区教育大綱（案）」について (資料第1号)

3. 閉会

1. 開会

(13:20)

○成澤区長 定刻になりましたので、ただいまから令和2年度第2回総合教育会議を開催いたします。先生方、どうぞよろしくお願ひいたします。

今回はWeb形式ですので、次第に沿って進行してまいりたいと思います。

2. 議題

(1)「文京区教育大綱(案)」について

○成澤区長 議題の(1)は、「文京区教育大綱(案)について」でございます。第1回の総合教育会議におきまして、委員の皆様からいただいたご意見を踏まえて教育大綱の具体的な改定案をお示しするものでございます。

それでは、事務局より資料の説明をいたします。

○企画課長 企画課長の新名と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元配付の資料第1号の「文京区教育大綱(案)」をご覧ください。

初めに、資料にはございませんけれども、前回の振り返りも含めまして、今回こちらの教育大綱を改定するに至った経緯について、簡単にご説明をいたします。

教育大綱につきましては、地教行法で総合教育会議において区長及び教育委員会が協議・調整した上で区長が定めるものとなっております。

本区におきましては、平成27年に文京区教育振興基本計画を基本とした文京区教育大綱を策定してございますが、ご案内のとおり、昨年度教育委員会におきまして、新たな教育施策の方向性を示す教育委員会教育指針を策定いたしましたので、このたび、この教育指針を踏まえた改定を行うというものでございます。

次に、今回改定する「文京区大綱(案)」について、ご説明をいたします。こちらは、資料第1号と、参考にお配りをしております「文京区教育委員会指針」をあわせてご覧いただければと存じます。

初めに、「文京区教育大綱(案)」の全体構成でございますけれども、今回の教育大綱の改定に至った背景等を記載したリード文の部分と、下の4つの四角で囲ってある●の本文の部分に分かれてございます。

まず初めに、リード文のところでございます。子どもたちを取り巻く環境や、教育指針を策定し

た背景、上から8行目以降になりますが、教育指針に掲げる4つの視点をベースに本区の総合計画である『「文の京」総合戦略』の主要課題の中から、教育の条件整備に該当いたします放課後の居場所、青少年の健全育成、子どもの貧困対策、この3つの取り組みを加えて策定するという今回の教育大綱改定の基本的な考え方を記載してございます。

その下の四角で囲ってある●の大綱本文部分になりますが、参考でお配りをいたしました文京区教育委員会教育指針の1ページの下の部分、(1)「教育指針の基本的な視点」をご覧くださいますと、こちらにある4つの視点をベースに大綱を策定してございます。

1つ目の●と2つ目の●の部分につきましては、教育指針の視点1「持続可能な社会を見据えた新しい未来の創り手の育成」、視点2「学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成」、こちらは、教育指針の表現をそのまま引用してございます。

次に、3つ目の●の部分につきましては、視点3「地域ぐるみで子どもの教育に取り組むための連携・協働」の教育指針の表現に加えまして、3行目以降の「また、子どもたちが」以降の表現につきましては、総合戦略からの記載事項となりますが、放課後の居場所の視点と青少年の健全育成の視点を加えてございます。

4つ目の●の部分につきましては、視点4「子どもの学びを保障する教育環境」の、この教育指針の表現に加えまして、総合戦略から、子どもの貧困対策を加えて、「文京区教育大綱（案）」とさせていただきます。

大綱（案）の説明は以上でございます。

最後に、今後のスケジュールになります。本日、決定をいただきます教育大綱につきましては、1月20日の庁議で報告をいたしまして、3月上旬に議会報告をする予定でございます。

説明は以上でございます。

○成澤区長 事務局からの説明は以上でございます。

今ご説明申し上げましたように、「文京区教育大綱（案）」につきましては、本日の総合教育会議で決定をし、その後の手続を進めてまいりたいと思っております。

それでは、教育委員会の皆様からご意見ございましたら、ここでご発言をお願いいたします。

○加藤教育長 私のほうから。前回の総合教育会議の中で出た意見を踏まえて今回、案をつくっていただいたということで、案の内容については、こういった形がよいのかなと思っています。

先ほど今後の予定という話がありましたが、区民にお知らせするというのは非常に重要なことだと思いますので、具体的にこういった形で区民の方にお知らせするかという点についてお知らせい

ただければと思います。

○**企画課長** 具体的な公表の方法でございますが、3月25日の区報と区のホームページ、あと、シビックセンター2階の行政情報センターへの配架、それと、4月10日号の教育だより「きあら」において公表する予定でございます。

○**成澤区長** 冒頭ご説明申し上げましたように、第1回目の総合教育会議でも、方向性についてご理解をいただいていますし、今回の教育大綱改定のきっかけは、教育委員会の教育指針に盛り込まれている視点を教育大綱にもしっかり反映をさせようということですので、そもそも教育委員会に異議があるはずはないことございまして、ご理解をいただけたと思います。

○**清水委員** 今回の大綱は、前回と比べて、SDGsを加えてということで、非常によく練られたものだと思います。ただ、前回あったいじめの問題であるとか、あと、教育上特別な支援を必要とするところが今回なくなっておりますので、その辺もあわせて今後検討していただければと思います。それだけが私の感じたところです。

○**企画課長** 今、清水委員からいただいた視点につきましては、2番目の視点の「学校教育における知・徳・体のバランスのとれた力の育成」の部分に、前回までは今言われたところが入っていましたが、こちらについては、ご案内のように、別表の「教育指針の体系」の視点2のところ、いじめの未然防止とか、特支の関係については記載されているということで問題ないかなと考えてございます。

○**坪井委員** 大綱自体は全く同感なんですが、今回、2カ所、視点の3と視点の4に教育委員会の視点になかったものを加えていらっしゃいます。放課後の子どもたちの居場所とか、青少年の参加、貧困対策ですが、これは教育委員会の職務としてではなく、区の別の部署がこの任務を担うという趣旨に読むべきことになるのでしょうか。教育委員会の視点とのすみ分けみたいなのをちょっと伺いたいと思いました。

○**企画課長** 今、坪井委員が言われたところにつきましては、こちらの区長部局のほうで実施をしてございます学校教育以外の部分で、教育の条件を整備するということでございます。具体的には、本区の総合計画であります「文の京」総合戦略の中に記載されている視点と、その中で学校教育の環境整備に資するものということで、この3点を加えさせていただいたこととございまして。

○**成澤区長** 総合戦略の中では、教育委員会の事務にかかわる分野と、当然、区長部局にかかわる分野がございます。特徴的なことと言えば、子どもの貧困対策は、前回のときにも言及しましたが、子ども宅食の事業などは、子ども家庭部が所掌していて、結果としてそれが子どもたちの健全育成

にとって、教育環境の整備にもつながるということで、それぞれ所掌事務は違いますが、同じ目的に力を合わせるために、この教育大綱の中で視点として追加をするということとご理解をいただければと思います。

ほか、よろしゅうございますか。

それでは、本案の内容で新たな大綱として決定したいと思います、いかがでしょうか。

(異議なし)

○成澤区長 それでは、ご異議ないものとして、本日お示しの文京区教育大綱（案）を文京区教育大綱として決定をいたしたいと思います。

今後とも、区長部局も教育委員会と連携をとりまして、「文の京」の教育を一層充実させるよう努めてまいりますので、引き続きお力添えいただきますようお願い申し上げます。

3. 閉会

○成澤区長 以上で、本日の第2回総合教育会議を終了したいと思います。ご協力ありがとうございました。

(13 : 31)